を実施することについて通知がありました。 第一項の規定により、独立行政法人都市再生機構西日本支社長から次のとおり公共測量 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

令和七年十月二十一日

奈良県知事 山 下 真

- 一 測量の目的 公共測量 (四級基準点測量)
- 二 測量の地域 奈良市鳥見町四丁目地区 (一部)
- 三 測量の期間 令和七年十月十日から同年十一月二十八日まで